

平成29年10月25日

# 農業委員会だより

発行●八峰町農業委員会 秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田118番地 TEL:0185-76-4611

農地の  
権利取得  
下限面積

泊川以北の農地を10aに設定。

昨年引き続き継続します。

○耕作目的で農地の権利を取得(売買・貸借など)する場合の「下限面積」について、農業委員会は9月総会で昨年に引き続き泊川以北の農地について10アールとして継続することを決定しました。

## ●下限面積って何？

農地法で「下限面積」というのは、耕作目的で農地の権利を取得する人の、取得後の経営面積の最小許可限度のことです。農地法第3条第2項では、この下限面積を50a(北海道は2ha)としています。これは農地の権利の細分化を防ぐとともに、効率的・安定的な農業経営を維持するために定められたものです。

しかし、例えば小規模な農家の多い地域で、作り手のない15aほどの田んぼが欲しいが自分の面積30aと足しても45aにしかならない…といった場合、50aの制限によって権利取得ができないこととなります。

## ●これからはどう変わる？

今後は、泊川以北の農地の権利を取得する場合、すでに持っている農地と合わせて10a以上になれば取得できるようになります。必ずしも泊川以北の居住者である必要はなく、取得する農地までの通作距離内に居住し、実際に農業を営む、あるいは営もうとする人であれば取得可能です。

ただしこれは、あくまで耕作目的での権利取得についてであって、農地転用など耕作以外の目的の場合には適用されません。

◆裏面には、「農地の売買 FAQのコーナー」などを掲載しています◆

# 農地の売買

## FAQのコーナー

Q: 何年も耕作していない農地を欲しい人がいる。原野化しているし、勝手に売ってもいい？

A: 農地を売買するには、どんな状況であっても農業委員会の許可が必要です。  
また、農地を買う人がその農地をどのように利用するかによっても申請方法が異なります。

- ① その農地を再生して農業を営む場合  
→ 所有権移転の許可申請書の農業委員会へ提出が必要となります。  
所有権移転(売買)の許可が農業委員会から出され、所有権の移転を行うことができます。
- ② その農地に何か建てたい場合  
→ 農地の転用許可申請が必要となります。  
農地の転用には条件があり、その農地の場所や面積、所有者との関係などによって様々です。  
転用を希望する場合は、まず農業委員会へご相談ください。



先人に学び農業の未来をひらく

## 秋田県種苗交換会

由利本荘市

10.31 ▶ 11.6

火 7日間開催 月

鳥海の大地の恵  
未来へ繋ぐ  
食の道



<http://shubyo.wixsite.com/140shubyo>

## 全国農業新聞

週刊 金曜日発行  
月額700円  
年額8,400円(税込)

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。

また、多くの読者の皆様に満足して頂けるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。

さらに、全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。

お問い合わせ先  
**八峰町農業委員会**

〒018-2502 八峰町峰浜目名瀧字目長田118番地  
TEL : 0185-76-4611 / FAX : 0185-76-2203  
<http://www.town.happou.akita.jp/docs/2015091501037/>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！